

電力の需給ひっ迫に伴う停電等に係る防火対策のチェックリスト（消防用設備等編）

A. 消防用設備等の非常電源の機能確保

消防用設備等に附置されている非常電源は、火災時の停電の際に電力を供給することを想定したものであり、その他の停電が発生した場合を想定したものではありません。このため、次の事項に留意し、非常電源（自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備）の機能確保に努めてください。

| NO. | 項目 | 内容 | チェック欄 |
|-----|---------------------|---|-------|
| 1 | 稼動可能時間の確認 | ア 停電等が見込まれる場合には、非常電源の稼動可能時間を事前に確認してください。 | |
| | | イ 稼動可能時間を超えた運転により、非常電源の機能損傷等が発生しないよう、監視を徹底してください。 | |
| 2 | 非常電源の自動起動の維持 | ア 原則として、停電時における非常電源の自動起動を維持してください。 | |
| | | イ やむ得ず手動起動とする場合は、次の B を徹底し、C 及び D を中心に防火体制を整えてください。 | |
| 3 | 常用電源復旧後の自家発電設備の機能確保 | ア 常用電源復旧後は、燃料補給及び点検等を行い、火災時の機能に支障がないように措置してください。 | |
| | | イ 燃料タンクの減液警報が鳴動した際に自家発電設備を停止することやエンジン部分の空気抜きが必要な設備はその方法の確認等、対応方法を事前に確認してください。 | |
| 4 | 危険物の違法な貯蔵・取扱いの禁止 | 自家発電設備への燃料の補給を目的に、違法に軽油、重油などの危険物を備蓄しないでください。 | |
| 5 | 結線変更工事等の取扱い | 非常電源から一般負荷への結線変更等の工事を行う場合は、事前に消防署と相談してください。 | |

B. 消防用設備等が停電時に作動しない場合に備えた対応

消防用設備等が作動しない場合に備えて、以下の対応を図ってください。

| NO. | 消防用設備等 | 内容 | チェック欄 |
|-----|--------------------------------------|--|-------|
| 1 | 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等 | 消火器、簡易消火用具の設置位置及び使用方法を確認してください。 | |
| 2 | 不活性ガス消火設備等 | 起動用ボンベの容器弁開放等の手動による放出操作手順を確認してください。 | |
| 3 | 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備等 | 巡回の強化等による火災の早期発見体制をとるとともに、火災発見時の周知・連絡・通報体制を確保してください。 | |
| 4 | 誘導灯 | 避難誘導體制及び避難経路を確認してください。 | |
| 5 | 排煙設備、防火戸等 | 手動操作の手順等を確認してください。 | |
| 6 | その他の防災設備 | 個々の対応手段を確認してください。 | |

C. 火気管理

| NO. | 内 容 | チェック欄 |
|-----|--|-------|
| 1 | 火気の使用等に十分な注意を払うこと等、火災の発生防止に努めるよう、在館者等に対して周知してください。 | |
| 2 | 電気こんろや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、スイッチを切るとともに差込みプラグをコンセントから抜いておく等、再通電時の出火防止措置を講じてください。 | |

D. その他一般的留意事項

| NO. | 項 目 | 内 容 | チェック欄 |
|-----|------------------------|--|-------|
| 1 | 119番通報体制の確保 | 電話等によっては停電時に使用できなくなるものがあります。予め確認し確実な119番の通報体制を確保してください。 | |
| 2 | 避難経路等の確保 | 停電時、電気錠が設けられた扉、自動ドア等が機能を失って通行不能となるおそれがあります。避難経路及び消防隊の進入経路を確認し、通行ができるようにしてください。 | |
| 3 | 移動式発電機の出火防止 | 移動式発電機を使用する場合は、周囲にある可燃物の出火防止を徹底するとともに、換気を十分行う等、安全な使用環境で使用してください。 | |
| 4 | 停電前におけるエレベーターや遊具等の使用制限 | 停電時に停止するエレベーターや遊具等については、計画停電の実施予定時間前に使用を制限してください。 | |

お問合せ先 調布消防署予防課予防係 電話 042(486)0119